

ものづくり中小企業 職場環境向上補助金



くだまつものづくり女子就業推進事業者が行う女性が働きやすい職場環境等の整備を図る取組に要した経費に対し、**最大 200 万円**まで補助金を交付します！

申請期間	令和7年4月1日（火）～令和7年12月26日（金） ※予算額に達し次第終了します。
対象者	くだまつものづくり女子就業推進事業者の認定を受けた下松市内に活動拠点を有し、事業活動を行う製造事業者 ※詳細は裏面に記載
補助内容	補助金額：上限 200 万円（1,000 円未満切り捨て） 補助率：対象経費の1／2
対象事業	令和7年4月1日（火）～令和8年2月27日（金）までに完了する事業
対象経費	女性が働きやすい職場環境づくりに資する次に掲げる施設、設備又は備品の新設、増設、改修又は購入に要する経費（消費税及び地方消費税を除く。） ①女性専用施設等（トイレ、更衣室、シャワー室、休憩室、託児スペース等） ②安全確保施設等（スロープ、滑り止め、外灯等） ③福利厚生施設等で市長が認めるもの（調理・保温設備等） 注1 補助金の交付の対象となる経費については、下松市内に事業所を有する事業者に発注するものに限ります。 注2 備品にあっては、付属品等を含み、総額10万円以上であるものに限ります。 ※ 既存設備等の撤去に係る費用（撤去工事費、処分費）は対象経費としません。

※国、県等が実施する同様の補助金等の対象となった経費は対象外です。

申請方法

【提出先】〒744-8585 下松市大手町3-3-3 下松市産業振興課宛

【提出方法】郵送（令和7年12月26日消印有効）又は持参により提出をお願いします。

※同一年度内において、補助金の限度額内であっても申請は1事業者につき1回限りです。

申請書類の入手方法

- ① 下松市役所のホームページからダウンロード
- ② 市役所産業振興課（4階⑥番）の窓口にて入手
※上記方法での入手が困難な方はお問合せください。

対象者要件

申請時点において以下の要件すべてに該当する必要があります。

- (1) 中小企業基本法第2条第1項第1号に規定する中小企業者であること。

※(A)又は(B)のいずれかを満たすこと。

(A) 資本金又は出資総額	(B) 常時使用する従業員数
3億円以下	300人以下

- (2) **くだまつものづくり女子就業推進事業者の認定を受けていること。**

- (3) 下松市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団等ではないこと又は暴力団等の反社会的勢力との関係を有する者でないこと。

- (4) 市税の滞納がないこと。

- (5) 過去3年間に労働関係法令に違反する重大な事実がないこと。

必要書類

- ①申請書（第1号様式）
 - ②事業計画書及び収支予算書（第1号様式別紙）
 - ③くだまつものづくり女子就業推進事業者認定証の写し
 - ④市税完納証明書又はその写し
 - ⑤当該事業を実施する場所の位置図
 - ⑥整備内容が分かる書類（施設・設備の構造・仕様等を示した図面・カタログ等）
 - ⑦見積書の写し（下松市内の事業者から見積りを徴取すること。）
- ※その他、必要に応じ追加書類の提出をお願いする場合があります。

【お問い合わせ先】

下松市産業振興課 TEL：0833-45-1745

受付時間 8時30分～17時15分 ※土日祝日を除く

下松市 職場環境向上補助金

検索